

長浜市介護人材確保に係る補助金交付に関する手引き (事業所向け)

【補助金による支援制度】

1. 介護・福祉事業者就職説明会等出展事業補助金
⇒市外で開催される就職説明会等のイベントに出展することを支援します。
2. 福祉事業所人材育成支援事業補助金(相談支援専門員人材育成)
⇒相談支援従事者の初任者研修または主任研修を受講される従事者が所属している市内の福祉事業所に対し、補助金を交付します。

【提出先・お問い合わせ】

長浜市役所 しょうがい福祉課 〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地

電話:0749-65-6372 e-mail:shougaifukushi@city.nagahama.lg.jp

長浜市ホームページ

[トップ](#) ⇒ [福祉・健康](#) ⇒ [しょうがい者福祉](#) ⇒ [人材の確保・定着・育成支援](#)



1. 介護・福祉事業者就職説明会等出展事業補助金

介護・福祉事業所の市外で開催される就職説明会等のイベントへの出展を支援します。

●補助対象要件

市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に未納がなく、長浜市内に主たる福祉事業所を有し、現に事業を営んでいる事業者が人材採用を目的として市外で開催される就職説明会等のイベントに出展する事業が補助対象です。

●補助金額

補助対象経費の合計額の2分の1（上限額5万円）

※交付は1事業者につき1年度に1回限り、予算の範囲内での支援となります。

補助対象経費	内 容
出展料	出展料が無料の場合でも広告料のみで申請が可能です。
広告料	対象の就職説明会等イベント出展周知にかかるものに限りします。

※対象の就職説明会等イベントへ複数出展する場合は、合計額での申請が可能です。

●申請方法

補助対象事業を実施しようとする日までに、次の書類をしょうがい福祉課へ提出してください。

- ①長浜市介護・福祉事業所人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書および収支予算書
- ③経費の金額を明らかにする書類（見積書等）

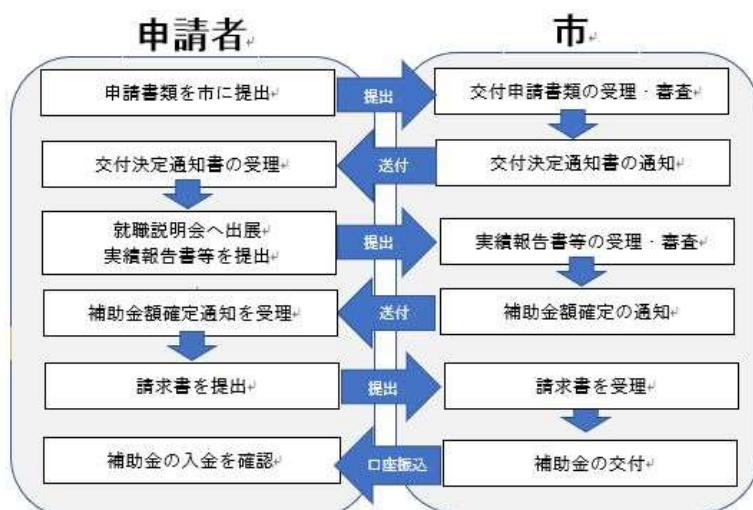
●実績報告

次の書類をしょうがい福祉課へ提出してください。

- ①実績報告書
- ②事業報告書および収支決算書
- ③経費の金額を明らかにする書類（領収書等）

●その他

補助対象事業は、補助金の交付決定後に着手し、補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに完了する必要があります。



2. 福祉事業所人材育成支援事業補助金(相談支援専門員人材育成)

相談支援専門員の人材育成に向け、相談支援従事者の初任者研修または、主任研修を受講される従事者が所属している市内の福祉事業所に対し、補助金を交付します。

●補助対象事業者

次の要件のいずれにも該当する事業者

- ☐ 市内に主たる福祉事業所を有し、現に事業を営んでいること
- ☐ 相談支援従事者初任者研修または、相談支援従事者主任研修を修了した従業者が所属していること

※ただし、研修は補助金の申請日が属する年度内に開催されたものに限る。

- ☐ 補助金の申請時において、納期限が到来している市税に未納がないこと

●補助金額

相談支援従事者初任者研修または、主任研修を修了した従業者1人当たり3万円

※交付は従事者1人につき1回限り、予算の範囲内での支援となります。

●提出書類

次の書類をしょうがい福祉課へ提出してください。

- ①長浜市福祉事業所人材育成支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②修了証書の写し等事業の実施内容が分かる書類
- ③振込先の通帳の写し

●申請期限

研修の修了の日が属する年度の3月末日までに、申請してください。

